

公 示 送 達 書

岡料第 2595 号
令和 8 年 6 月 19 日

下記の者に発送した書類について、その住所及び居所が不明のため送達できないので、公示送達をします。

なお、該当書類は当市財政局税務部料金課に保管しており、受領権限を有する者にいつでも交付します。

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

送 達 を 受 け る 者	住(居)所	岡山市北区青江四丁目4番8号 ニュー青江マンション202
	氏名	村上 大輔

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。